

運営協議会の設置に関する所掌事項、組織等の記載事項（案）

（設置）

第1条 町田市バイオエネルギーセンター環境保全協定書（以下「協定書」という）

第16条の規定に基づき、**地域住民の健康及び安全の確保、地域の環境の保全**、協定書の適正な運用と施設の円滑な運営を図ることを目的とし、市民との相互理解を深め、緊密な連携のもとに協議するため、町田市バイオエネルギーセンター運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 協議会は、協定書に基づき次の事項について協議、または報告、通知を受ける。

- （1）年間ごみ処理計画及び年間ごみ処理実績、**稼働状況・運営状況等の情報公開**に関すること（協定書：第10条）
- （2）排ガス・臭気等の測定値、自主規制値の遵守状況に関すること（協定書：第7、8、9、**13**条）
- （3）他の自治体のごみの受入に関すること（協定書：第4条）
- （4）施設能力等の変更に関すること（協定書：第5条）
- （5）バイオガス化施設の開放点検の実施に関すること（協定書：**第9**条）
- （6）施設への立入に関すること（協定書：**第11**条）
- （7）事故時の措置及び報告に関すること（協定書：**第12**条）
- （8）苦情に関すること（協定書：**第14**条）
- （9）**損害賠償に関すること（協定書：第15条）**
- （10）町田市バイオエネルギーセンター専門委員会からの報告に関すること（協定書：**第17**条）
- （11）その他、必要な事項（町田市が実施する広報活動に関すること等）

（組織）

第3条 協議会は、**次の委員**をもって組織する。

- （1）町田市バイオエネルギーセンター周辺の町内会・自治会の会長**または会長が委任する者15人以内**。町内会・自治会は下記のとおりとする。
もみじ台町内会、忠生中央町内会、根岸町内会、忠生自然自治会、忠生忠霊地区自治会、忠生四丁目町内会、上小山田町内会、下小山田町内会、桜美林台自治会、函師町内会、馬駟自治会、常盤町内会、矢部町町内会、清住平自治会、小山田桜台自治連合会
- （2）その他、協議会が認める者

（会長及び副会長）

第4条 協議会に会長1人及び副会長1人を置き、委員より選出する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、3条(1)で選任された委員についてはそれぞれの役職での任期と同じとし、それ以外については原則1年とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 協議会は、原則として年2回開催する。ただし、臨時に開催を必要とする場合はその都度開催する。

2 臨時の協議会は、会長または委員の過半数の要求に応じて開催する。

3 協議会は、公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、協議会に諮り、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(アドバイザー)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、協議会に町田市バイオエネルギーセンター専門委員会委員から選任したアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、委員の求めに応じ、第2条各号に掲げる事項に関し、必要な助言を行う。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、施設所管部署において処理する。

(有効期間)

第9条 本〇〇の有効期間は、町田市バイオエネルギーセンターの稼働開始後から廃止するまでとする。

(その他)

第10条 この〇〇に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この〇〇は、2022年〇月〇日から施行する。